

執行機関の附属機関に関する条例（昭和44年羽曳野市条例第7号）＜抜粋＞

（設置）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に別表に掲げる執行機関の附属機関を置く。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市こども夢プラン推進委員会	はびきのこども夢プランについての審議等に関する事項